

自然公園法における行為制限と地熱開発について

1. 自然公園法における各種事業の行為制限

(1) 特別保護地区、第1種特別地域

自然公園法では優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としており、特別保護地区・第1種特別地域は、特に厳重に景観の維持を図る必要がある開発行為は原則認められていない。

(2) 第2種及び第3種特別地域

開発行為は、基準に適合し風致に与える影響が少ないものについて許可の対象となる。

なお、事前の調査行為であっても、後の行為が許可できないものと判断される場合にあっては、許可にならない場合がある。

(3) 普通地域

開発行為は届出制である。ただし、風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止・制限、または必要な措置が求められる場合がある。

2. 地熱開発に係る行為制限（特別保護地区・第1～第3種特別地域）

- ◎国立・国定公園内における地熱開発については、過去の自然環境保全審議会意見では「環境保全上種々の問題を生じる恐れ」があり、「各種の巨大工作物の設置、樹林の伐採、地形の改変等を伴い、特に、すぐれた風致景観への影響が大」のため、「公園内の自然環境保全上重要な地域を避けることを基本とすべきである」と指摘されている。
- ◎このような大規模な地熱開発について、今後の通知見直しに向けた検討を行うためには、近年の開発技術の進展やそれに伴う環境への影響軽減の程度に基づき、各開発段階ごとに実施される行為を詳細に検証し、それぞれについて許可の考え方の再整理を行う必要がある。

3. 地熱開発に係る行為制限（普通地域）

- ◎過去の通知のとおり、風景の保護上の支障の有無について個別に検討し、その都度開発の可否の判断が行われる。
- ◎開発にあたっては、調査井掘削段階から将来的な発電計画まで含めた全体計画について、調整を行うこととされている。